## 情報発信や情報公開など

#### 1 ■ 様々な広報活動

防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解 と支持があって初めて成り立つものであり、分か りやすい広報活動を積極的に行い、国民の信頼と 協力を得ていくことが重要である。

内閣府の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」 (18 (平成30) 年1月調査) によれば、国内外に広 がる自衛隊の活動に対し、国民からの期待と評価 が高まっている。この結果を踏まえ、防衛省・自 衛隊の実態がより理解されるように、今後も様々 な広報活動に努めていく。

また、自衛隊が任務を安定的に遂行するために は、諸外国の理解と支持も不可欠であることか ら、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自 衛隊の取組について、諸外国に対する情報発信を 強化することも重要である。

Q 参照 資料 68 (「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」 抜粋)

## 1 国内外に対する情報発信など

防衛省・自衛隊は、公式ホームページ、動画配 信やソーシャルネットワーキングサービス (SNS)<sup>1</sup>など、インターネットを活用した広報や、 テレビ、街頭大型ビジョン、電車内におけるコ マーシャル・フィルムの放映など、積極的な情報 発信に取り組んでいる。

また、パンフレット、広報ビデオ及び「まんが で読む防衛白書」などの作成、広報誌「MAMOR (マモル)」への編集協力、報道機関への取材協力 など、正確な情報を、幅広く、適時に提供するよ う努めている。

さらに、防衛省・自衛隊の取組について、国際 社会の関心の高まりも踏まえ、英文広報パンフ レット「Japan Defense Focus」を毎月発行し、 諸外国の人々にも理解を得るための努力を行って いる。このほか、海外メディアの取材機会の提供、

防衛省ホームページの英文サイトの充実、英語版 の防衛白書やパンフレット・広報ビデオの作成な ど、国際社会に向けて情報を発信するための取組 も積極的に行っている。

### 2 イベント・広報施設など

防衛省・自衛隊では、自衛隊の現状を広く国民 に紹介する活動を行っている。この活動には、陸 自の富士総合火力演習や海自の体験航海、ブルー インパルスなど空自による展示飛行や体験搭乗な どがある。また、全国に所在する駐屯地や基地な どでは、部隊の創立記念日などに、装備品の展示 や部隊見学などを行うとともに、地元の協力を得 て、市中でのパレードを行っている例もある。さ らに、自衛隊記念日記念行事の一環として、自衛 隊音楽まつりを日本武道館で毎年開催しており、 17 (平成29) 年は、延べ約4万人が来場した。

また、陸・海・空自が順番に主担当となって観 閲式、観艦式、航空観閲式を行っており、17(平 成29) 年は空自が百里基地において防衛省移行 10周年記念航空観閲式を行う予定であったが、 台風22号の接近による荒天のため中止となった。 18 (平成30) 年については、陸自による観閲式を



日本武道館において行われた平成29年度自衛隊音楽まつりの様子

<sup>1</sup> Facebook などに加え、17 (平成29) 年1月には陸自が、同年10月には海自がInstagramを開設している。

## VOICE

### 東京オリンピックを目指す自衛官アスリート



## 3等陸尉 入江 ゆき

昨年度は、1年ぶりに天皇杯全日本レスリング選手権大会で優勝することができ、各種国際大会にも出場できるようになりました。これからも引き続き防衛省自衛隊の、そして日本の代表として練成に励み、東京オリンピックで金メダルを獲得して皆様に恩返ししようと思います。今後とも皆様のご支援、ご声援をよろしくお願い致します。



## 3等陸尉 江原 騎士

リオオリンピックではたくさんの方々から、サポートや応援をしていただいた事もあり、銅メダルを獲得することができました。リレーでは、日本チームの団結力を発揮することはできましたが、個人種目では、持久力等で今後の課題も見つかりました。2020年に開催される東京オリンピックでは、リレー種目だけでなく、個人種目でも「メダル獲得」を目標に、自衛隊体育学校の環境を最大限活かし、日々鍛錬していきます。

引き続き、ご声援宜しくお願い致します。





空自三沢基地で行われた大学生等サマーツアーの様子

計画している。

広報施設の公開にも積極的に取り組んでおり、 市ヶ谷地区内の施設見学(市ヶ谷台ツアー)には、 18 (平成30) 年3月末現在までに約42万人の見 学者が訪れている。また、各自衛隊は、駐屯地・ 基地の広報館や史料館の公開に加え、大規模広報 施設を設けている。さらに、映画やテレビの撮影 協力を実施している。



陸自大宮駐屯地で行われた大学生等スプリングツアーの様子

## 3 隊内生活体験

防衛省・自衛隊は、大学生・大学院生又は女性 を対象とした自衛隊生活体験ツアー<sup>2</sup>や、団体・企 業等を対象とした隊内生活体験<sup>3</sup>を行っている。こ れらは、自衛隊の生活や訓練を体験するとともに、 隊員とじかに接することにより、自衛隊に対する 理解を促進するものである。平成29 (2017) 年度 は自衛隊生活体験ツアーに約150人が参加した。 また、隊内生活体験には、企業などから約1,900 件の依頼があり、約2万4,000人が参加した。

## 2 ■ 情報公開・文書管理に関する取組

## 1 情報公開制度の適切な運用の必要性

民主主義の根幹は、国民が正確な情報に接し、 これに基づき国民が適切な判断を行い、主権を行 使することにある。国民が正確な情報に接する上 で、政府が保有する行政文書は最も重要な資料で あり、これを適切に管理し、国民からの情報公開 請求に適切に応じることは、政府の重要な責務で ある。このことは、防衛省・自衛隊においても例 外ではなく、行政機関の保有する情報の公開に関 する法律によって防衛省・自衛隊に課せられた重 要な責務である。

Q 参照 資料69 (防衛省における情報公開の実績 (平成29年 度))

# 南スーダンPKOの日報問題に係る特別 防衛監察結果及び再発防止に向けた取組

南スーダン派遣施設隊の日報をめぐる問題の経 緯については、次のとおりである。当初、16(平 成28) 年10月3日にあった情報公開請求に対し、 防衛省としては、「文書不存在のため不開示」との 陸幕長からの上申を受け、不開示決定したところ であるが、当時の防衛大臣の指示により改めて探 索作業を行ったところ、同年12月26日に統幕に おいて当該日報が発見されたことから、翌17(平 成29) 年2月6日に公表の上、同13日には当初 の決定を取り消し、改めて開示決定(一部開示決 定)を行ったものである。その後、同年3月15日

<sup>:</sup>学生等を対象としたサマーツアー・スプリングツアー」、「パセリちゃんツアー」、「女性のための自衛隊 1日見学」 の公募を防衛省・自衛隊ホームページ

海・空自の生活を体験するツアーであり、自衛隊地方協力本部が窓口となって、民間企業などからの依頼を受けて実施している。

に、日報のデータが陸自に保管されていたが、当初の説明と矛盾するため、その事実は一切公表されず、さらにデータの消去が指示されたとの報道がなされたことを踏まえ、通常の調査では不十分であるとの当時の防衛大臣の判断により、同年3月17日から、防衛監察本部による特別防衛監察が実施され、同年7月28日にその結果が公表された。

当該特別防衛監察の結果は、防衛省・自衛隊に おいて職員による情報公開法違反につながる行為 を含む、不適切な行為を確認しており、防衛省・ 自衛隊にとって大変厳しく、反省すべきもので あったと深刻に受け止めている。

この問題の根底にあったのは、防衛省・自衛隊における情報公開の重要性に対する認識が十分でなかったこと、そして、省内関係部局の意思疎通が十分になされなかったことなどと考えられる。防衛省・自衛隊としては、情報公開・文書管理に関する再発防止策を進めるとともに、職員の意識改革を促し、風通しの良い組織文化の醸成や、部局間での一層の連携強化を図り、二度とこのようなことが起きることのないよう、職員一丸となって国民の信頼回復に向けて全力で取り組んでいかなければならない。

#### ア 特別防衛監察の結果など

防衛監察本部は、防衛大臣の命を受け、本件日報の管理状況4について、元高等検察庁の検事長をトップとし、現役の検事も勤務する独立性の高い立場から、17(平成29)年3月17日より4か月にわたって、厳正かつ公正に徹底した調査を行い、同年7月28日にその結果を公表し、防衛省は、同日、関係者を厳重に処分した。

Q 参照 資料70 特別防衛監察の結果について (概要)

#### イ 再発防止に向けた取組

同年7月28日に公表された本件特別防衛監察 の結果における指摘を受け、再発防止のために主 として以下の措置を講じてきている。

- ○日報の取扱い
- 日報の保存期間の見直し(10年保存) 南スーダン派遣施設隊の日々報告に加え、自

衛隊の部隊が作成した日報の全てを10年保存 とし、保存期間満了後、国立公文書館に移管

• 統幕参事官<sup>5</sup>による一元的な管理 当該日報については、統幕参事官において データなどにより整理・保存することによって 一元的に管理するとともに、じ後の情報公開請 求に対しても一元的に対応

統幕参事官付の体制強化 情報公開業務に的確に対応するため、情報公 開業務担当職員を統幕参事官付に配置

#### ○情報公開業務

• 「情報公開査察官」の新設によるチェック機 能の強化

文書不存在による不開示決定がなされた全ての案件について、その判断の妥当性を厳格に確認することを目的として、関係者からの聞き取りや当該文書を保有する可能性のある部署に対する現地調査などを行う「情報公開査察官」を新設

防衛監察本部による情報公開業務全般に対する定期的な検証

防衛監察本部により防衛省・自衛隊における 情報公開業務全般に対して、定期的に監察し、 検証を実施

• 行政文書の不存在を理由とする不開示の場合 の入念な確認の徹底

文書管理者の置かれている全ての組織に「情報公開実施担当者」を設置。開示請求の対象文書が不存在であるとの判断に至った場合においても、複数回の確認・探索を行い、文書の特定に係る判断が正確であることを確保

各幕などと内局・統幕総括官などとの密接な 連携・情報共有の確保

他の機関などに開示請求の対象文書が保有されている可能性を考慮し、各幕などは、関係する内局関係課などと密接に連携し、情報共有に努め、文書探索・特定を更に徹底

• 職員の意識向上を図るため、教育・研修を徹底

各種職員研修における職員(特に幹部職員)

- 4 本件特別防衛監察の対象項目は、「平成28年10月3日付で行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定に基づく開示請求のあった「南スーダン派遣施設隊が現地時間で2016年7月7日から12日までに作成した日報」の管理状況」なお、報告書本文については、http://www.mod.go.jp/igo/inspection/pdf/special04\_report.pdfを参照
- 5 当時の呼称。18 (平成30) 年4月1日に統幕首席参事官及び参事官へと改編され、日報などの一元的な管理が行われている。

向けの情報公開業務に係る科目の充実・必須 化、情報公開手続きの流れなどをわかりやすく 示した「情報公開ハンドブック」の作成・配布 などを通じ職員の意識を向上

#### ○行政文書管理業務

• 自衛隊の行動に係る報告などの保存期間の見 直しなど

海外における活動に関するものか否かにかか わらず、各種命令に基づく活動であって、防衛大 臣などの判断に資するものなどについては、そ の種類に応じ、3~30年保存することとするとと もに、保存期間満了後は、国立公文書館に移管

防衛省全体の文書管理の適正性の確保など 各機関などが標準文書保存期間基準を作成・ 改正する時は、総括文書管理者(大臣官房長)に 協議することとするとともに、行政文書の取扱区 分の適切な表示、適切なアクセス制限の徹底、保 存期間満了日の明確化、複数の部局で行政文書を 共有する場合の責任部局の明確化などの措置を 実施

#### 職員に対する教育など

これらの措置の徹底を図るため、職員向けの マニュアルを作成し、全職員に配布したほか、 地方機関を含め、幹部職員や文書管理の実務担 当者を対象として、個別に教育を実施

また、行政文書の管理については、行政文書 の管理に関するガイドライン(平成23年4月1 日内閣総理大臣決定。以下「新ガイドライン」 という。) の見直しを踏まえ、防衛省において も、防衛省行政文書管理規則などの諸規則の見 直しを行うとともに、職員に徹底

## 3 適切な公文書管理のための取組

公文書に関する問題を受け、18(平成30)年3 月23日の閣僚懇談会において、安倍内閣総理大

臣から、①幹部職員が先頭に立って、同年4月か らの新ガイドラインによる厳格なルールを全職員 に徹底し、確実に運用すること、②更新等の履歴 が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を 加速することの2点について、直ちに取り組むよ う指示があった。

防衛省においては、この指示に先立つ同年3月 12日に小野寺防衛大臣から、情報公開、行政文書 管理、情報保全の重要性を改めて認識し職務に当 たるよう幹部職員に対して指示があり、その後、 上述の安倍内閣総理大臣の指示を受け、この新ガ イドラインに従い行政文書の適切な管理を徹底す るとともに、電子決裁システムへの移行を加速す るよう周知徹底し、適切な文書管理に努めていく こととしている。

## 4 イラク日報問題などについて

南スーダンPKOの日報問題を踏まえた再発防 止策の一環として、日報を含む定時報告<sup>6</sup>を統幕 参事官<sup>7</sup>において一元的に管理する作業を進めて いく中で、日報をめぐって極めて不適切な対応が あったことが明らかとなった<sup>8</sup>。

その中において、陸自研究本部(当時。以下同 じ)<sup>9</sup>で発見されたものについては、17 (平成29) 年2月22日に当時の防衛大臣から再探索指示が なされていた中、同年3月27日の時点で研究本 部においてイラク日報が発見されていたにもかか わらず、当時の防衛大臣まで報告が行われていな かったことも判明した (18 (平成30) 年4月4日 に公表)。このことは、文民統制にも関わりかねな い重大な問題が含まれている可能性があると考え られたことから、18 (平成30) 年4月4日、小野 寺防衛大臣の指示により、大野防衛大臣政務官を 長とする陸上自衛隊のイラクの「日報」に関する 調査チームによる調査が行われることとなっ

行動命令に基づき活動する部隊が作成した上級部隊 (司令部を含む。) への定時報告であって、防衛大臣又は上級部隊の判断に資するもの

脚注5参照

本件は、17 (平成29)年、国会において、確認したが見つけることができなかったと当時の防衛大臣が答弁するなどしていたイラク日報の一部が陸幕衛生 部及び研究本部において確認されたこと (18 (平成30) 年4月2日に公表) に端を発するものである。

研究本部は、18 (平成30) 年3月27日に陸自教育訓練研究本部に改編

た<sup>10</sup>。また、一連の過程で以下イ、ウ及びエの経緯 についても調査が行われることとなった。

今般の調査を通じて明らかとなったところによれば、防衛省・自衛隊が防衛大臣の指示に対し、組織として適切に応えておらず、また、国会議員からの質問や資料要求、情報公開請求に対して不適切な対応をし、それを速やかに正すことができなかったものであり、反省すべき問題と認識している。

調査において、防衛大臣の指示や国会における 質問などに係る事務処理を行った際、何らかの不 適切な意図があったとは確認されておらず、ま た、一連の日報は、防衛大臣の指示の下、再発防 止策を講じる中で発見及び公表されたこと、国会 による議決や承認に反するような行為が行われた とは認められないことなどを総合的に考えれば、 結果としても、文民統制そのものを損なう問題は なかったものと考えているが、文民統制に対する 懸念や不信感を生じさせたことは重く受け止めな ければならない。18 (平成30) 年5月23日に公 表されたそれぞれの調査結果の概要は、次のとお りである。

#### ア イラク日報に関する調査11

南スーダンPKO日報問題に関する特別防衛監察が実施されていた状況において、研究本部でイラク日報の存在が確認されたことに関しては、調査の結果、当時の防衛大臣の再探索指示を伝えるメールの意図が必ずしも明確に読み取れるものではなかったことや情報公開請求に対して十分な探索が行われなかったこと、適切な事務処理が行われなかったことなどから、当時の防衛大臣に対しイラク日報の存在が報告されなかったことなどが明らかとなった。このことは、結果として、防衛省・自衛隊が防衛大臣の指示に対し組織として適切に応えておらず、また、国会からの質問・資料要求や情報公開請求に対し不適切な対応をし、それを速やかに正すことができなかったものであり、反省すべき問題である。

## イ 統幕などによるイラク日報に係る大臣報告の 経緯等<sup>12</sup>

本件については、調査の結果、18 (平成30)年3月2日に統幕がイラク日報の存在を確認して以降、統幕参事官などの関係部署は、確認された日報の精査、大臣報告に係る関係部署との調整、日報の探索漏れがないかの再確認、国会議員からの資料要求や情報公開請求への対応状況の確認などの必要な作業を行った結果、同年3月31日に防衛大臣に説明することとなった。しかしながら、このような問題を認知したのであれば、防衛大臣には時間をかけずに直ちに一報するべきであり、適切とは言い難い対応であった。

## ウ 陸自国際活動教育隊において日報が確認され た経緯等

本件については、調査の結果、国会議員からの 資料要求に対し、十分な探索を行わず、日報を保 有していない旨の回答をしたことは適切とは言え ず、また、特別防衛監察や情報公開請求により日 報を発見したが、資料要求に対する回答や国会答 弁を改めるための必要な取り組みを実施しなかっ たことも適切とは言えない。

#### エ 空幕においてイラク日報が確認された経緯等

空自では、17 (平成29) 年2月、同年8月及び18 (平成30) 年3月の探索ではイラク日報は確認されなかったが、同年4月になって3日分のイラク日報を確認するに至った。これは、保有する日報の把握が不十分であったと言わざるを得ないことから必ずしも適切ではなかった。

#### オ 再発防止策13

防衛省としては、調査を通じて明らかになった 事実関係を踏まえ、18 (平成30) 年5月23日に 調査報告書を公表し、防衛事務次官以下関係者 17名に対する処分を行うとともに、以下の再発 防止策も併せて公表した。同年6月8日に開催さ れた行政文書の管理の在り方に関する閣僚会議に おいて、安倍内閣総理大臣から、各閣僚が先頭に

<sup>10</sup> 後日、元東京高等検察庁検事長である弁護士からの補佐も得ながら調査を行うこととなった。同調査チームは、書類などの収集のため陸自教育訓練研究本部に赴き、関係職員のパソコンや行政文書ファイルの確認を行うとともに、関係職員の記憶や認識などを把握するため、約70名に対する聞取り調査、約400名に対するアンケート調査を行った。調査チームの報告書の公表までに34回の会議を開催している。

<sup>11</sup> 本調査チームによる調査報告書の本文は、http://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/25a\_1.pdfを参照

**<sup>12</sup>** 本項イ、ウ及びエに関する報告書の本文は、http://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/25a\_2.pdfを参照

<sup>13</sup> 再発防止策の概要資料は、http://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/25a\_3.pdfを参照

立って、公文書管理の適正の確保に万全を期する よう指示があったところであり、今後の政府全体 の取り組みとの整合性を十分に図りつつ、この再 発防止策を徹底して実施し、防衛省・自衛隊に対 する国民の信頼回復に全力を注いでまいりたい。

- ○大臣の指示・命令を履行する体制の強化
- 防衛大臣などからの重要な指示・職務命令な どは文書に具体的に明記
- 上記の指示などは、課長などに伝達し、回答 も課長などの決裁を得ることを義務付け
- 上記の指示などがなされた場合、担当部局な どが大臣官房に連絡し、実施状況や調整状況を 大臣官房に報告することを義務付け
- ○行政文書の電子ファイル化による的確な行政文 書管理・情報公開への対応
- 電子決裁システムへの移行を加速
- 担当部署の責任者等に対応状況を報告するこ とを徹底
- ○行政文書管理・情報公開に関するチェック体制 の強化
- 行政文書管理・情報公開について監察を担当 する組織を新設
- 部外有識者から指導・助言を受ける枠組みを 構築

- ○行政文書管理・情報公開などに関する個々の隊 員の意識改革
- 隊員の業務遂行に必要な判断力を向上させる ための研修を充実
- 行政文書管理・情報公開などを人事評価の項 目とすることを検討
- ○情報公開などに迅速かつ確実に対応できる組織 づくり
- 電子ファイル化された行政文書を一元的に保 有・把握するための体制を検討
- 特に統幕においては、専属体制を強化。その 一環として、「日報」などについて、行政文書管 理・情報公開などに熟達した隊員OBの非常勤 職員としての活用など



全国の隊員に向けて特別訓示を行う小野寺防衛大臣 (18 (平成30) 年4月)

## 3 ■ 政策評価などに関する取組

## 1 政策評価への取組

防衛省は、政策評価制度に基づき各種施策につ いて評価を行っており、平成29 (2017) 年度に は、防衛大綱及び中期防衛力整備計画の主要な政 策のほか、研究開発や租税特別措置に関する事業 の政策評価を行った。

## 2 証拠に基づく政策立案 (EBPM) の推進

証拠に基づく政策立案 (EBPM) を推進すべく、 平成30(2018)年度にはその要となる「政策立 案総括審議官」を新設するなど、防衛省内におけ るEBPMの推進体制を構築している。

## 3 個人情報保護に関する取組

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律」に基づき、個人の権利を保護するため、保 有する個人情報の安全確保などの措置を講ずると ともに、保有個人情報の開示などを行っている。

## 4 公益通報者保護制度の適切な運用

防衛省では、内部の職員などからの公益通報に 対応する制度と外部の労働者などからの公益通報 を対応する制度を整備し、それぞれの窓口を設置 して公益通報への対応及び公益通報者の保護など を行っている。

Q 参照 Ⅲ部1章1節 (防衛省における中央組織の改革)